

参考資料 大正大学学位規則（抜粋）

第3章 学位の取消し，その他

（学位の取消し）

第25条 学位の授与をされた者が，次の各号の一に該当するときは，当該研究科委員会の審議に基づき，学長はその授与した学位を取消し，学位記を返還させ，かつ，その旨を報告するものとする。

(1) 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき

(2) 本学の名誉を汚す行為があったとき

2 前項の審議については，当該研究科委員会の構成員の3分の2以上が出席し，出席者の同意を必要とする。